

令和4年第4回京丹波町議会定例会（第1号）

令和4年12月2日（金）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和4年12月 2日

15日間

至 令和4年12月16日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 同意第 2号 教育委員会委員の任命について

第 6 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 7 議案第70号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員  
の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第71号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第72号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について

第10 議案第73号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例の制定について

第11 議案第74号 京丹波町わち緑の交流空間施設の設置及び管理に関する条例の制  
定について

第12 議案第75号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について

第13 議案第76号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）

第14 議案第77号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第15 議案第78号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第16 議案第79号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）

第17 議案第80号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）

第18 請願の取り下げについて

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- |      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 山 崎 裕 二 君 |
| 2 番  | 伊 藤 康 二 君 |
| 3 番  | 居 谷 知 範 君 |
| 4 番  | 谷 口 勝 巳 君 |
| 5 番  | 東 まさ子 君   |
| 6 番  | 山 田 均 君   |
| 7 番  | 畠 中 清 司 君 |
| 8 番  | 山 崎 眞 宏 君 |
| 9 番  | 西 山 芳 明 君 |
| 10 番 | 隅 山 卓 夫 君 |
| 11 番 | 松 村 英 樹 君 |
| 12 番 | 森 田 幸 子 君 |
| 13 番 | 梅 原 好 範 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

- |         |           |
|---------|-----------|
| 町 長     | 畠 中 源 一 君 |
| 副 町 長   | 山 森 英 二 君 |
| 総 務 部 長 | 松 山 征 義 君 |
| 健康福祉部長  | 中 尾 達 也 君 |
| 産業建設部長  | 山 内 和 浩 君 |
| 企画情報課長  | 堀 友 輔 君   |
| 総 務 課 長 | 田 中 晋 雄 君 |
| 財 政 課 長 | 山 内 明 宏 君 |
| 管 財 課 長 | 堀 内 浩 二 君 |

税 務 課 長	小 山 潤 君
住 民 課 長	久 木 寿 一 君
福 祉 支 援 課 長	岡 本 明 美 君
健 康 推 進 課 長	永 海 貴 子 君
子 育 て 支 援 課 長	木 南 哲 也 君
医 療 政 策 課 長	豊 嶋 浩 史 君
農 林 振 興 課 長	栗 林 英 治 君
商 工 観 光 課 長	片 山 健 君
土 木 建 築 課 長	山 内 敏 史 君
上 下 水 道 課 長	保 田 利 和 君
会 計 管 理 者	十 倉 隆 英 君
瑞 穂 支 所 長	中 野 竜 二 君
和 知 支 所 長	藤 井 雅 文 君
教 育 長	松 本 和 久 君
教 育 次 長	堂 本 光 浩 君
学 校 教 育 課 長	宇 野 浩 史 君
社 会 教 育 課 長	村 田 弘 之 君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長	長 澤 誠
書 記	山 口 知 哉
書 記	山 本 美 子

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれても、マスク着用としております。

また、感染防止対応のため、議場内の換気の実施、また、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

また、傍聴席におきましては、一定の間隔を取り配置しております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第4回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、今会期中の署名議員は、3番議員・居谷知範君、4番議員・谷口勝巳君を指名します。

なお、以上のご両君に差し支えのある場合には、次の議席の方をお願いいたします。

#### 《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

#### 《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、同意第2号ほか12件です。

提案説明のため、畠中町長ほか関係者の出席を求めました。

1 1月1日に、京都府町村議会議長会主催の全議員研修が京都市内で開催され、全議員が出席いたしました。

1 1月11日に交通網対策等特別委員会が開催されました。

1 1月28日に総務産建常任委員会が開催されました。

1 1月29日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

また、同日に全員協議会が開催され、議会運営委員会等の報告が行われました。

議会広報広聴特別委員会には、議会だより第77号の発行をいただきました。

議会広報広聴特別委員会、議会運営委員会が主体となり、議会報告会の番組制作を行い、1 1月26日から本日まで、ケーブルテレビにおいて番組を放映いたしております。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町情報センターに対し、本日の本会議の収録データの編集、ケーブルテレビによる自主放送番組での放映を依頼しましたので報告いたします。

本日、本会議終了後、議会広報広聴特別委員会を開催しますので、委員の皆様には大変ご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 《日程第4、行政報告》

○議長（梅原好範君） 日程第4、行政報告を行います。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 本日ここに、令和4年第4回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、令和4年も残すところわずかとなりました。今年は、特に7月3日に発生しました局地的集中豪雨により、瑞穂地区を中心に大きな被害を及ぼしたものの、人的な被害はなく、またその後大きな災害もない状況で今日に至っておりますことに、安堵しているところであります。

災害時には消防団員はもとより、各区の区長さんをはじめ、民生児童委員の皆さんなど、引き続き関係する皆さんと連携を図り対応してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

去る10月29日には、千葉県において全国消防操法大会が開催され、京都府代表として本町消防団が出場いたしました。大会においては、団を挙げて日夜訓練いただきました成果を十二分に発揮され、全国の舞台で見事な操法を披露していただきましたことに、心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

結果、入賞とはなりませんでしたが、選手の皆さんが一丸となられた操法を拝見し、また、優秀選手賞を受賞されるなど、私たちに大きな感動を与えていただきました。

本当に長い間、大変ご苦勞さまでございました。

11月1日で、役場庁舎の開庁1年を迎えました。あわせて、私が町長に就任させていただき、はや1年が経過したところです。

こうして今日を迎えられましたことは、議会議員をはじめ、町民の皆様のご理解、ご協力のおかげであると感謝するとともに、引き続きご支援をいただき、さらなるまちづくりの発展に向けて努めてまいります。

また、この間、役場庁舎には多くの方にお越しいただき、町内産材をふんだんに活用した木の温かみを感じていただくなど、町のシンボルとして今後も大切に活用させていただきたいと存じます。

道の駅「京丹波 味夢の里」では、9月23日から関西地域で初導入となります店舗型ふるさと納税の取組を開始いたしました。現地決済を可能とすることで、本町の返礼品である新鮮な野菜や特産品をその場で手に取って選ぶことができるこの制度は、地域の魅力を現地で体験し、京丹波町ファンを増やす取組につながるものとして、今後も大いに期待しているところです。

京丹波町の魅力の1つであり、四季を通じて最も来町者が多い10月23日に京丹波マルシェ2022を開催しました。約3,500人の方に秋の京丹波の食を存分に味わっていただきました。

また、11月3日には、2,311人のランナーを丹波自然運動公園にお迎えし、京都丹波ロードレースを開催しました。晴天に恵まれ、丹波高原の心地よい風を受けて、沿道からの応援を感じていただきながら町内を駆け抜けていただいたところです。

両イベントともコロナ禍ではありますが、3年ぶりに開催することができ、また、大過なく終了することができましたのは、入念なご準備をいただきました関係各位の皆様のおかげ

と心から感謝申し上げます。

いわゆるデジタル社会の形成に向けて、マイナンバーカードの活用により、本町においても住民票の写し、印鑑登録証明書などをコンビニエンスストアの多機能端末機で取得できるコンビニ交付を11月1日より開始しました。

行政窓口の利用時間よりも幅広く利用でき、手数料も同額とすることで、町民の皆さんの利便性確保につなげたいと考えております。

あわせて、この交付の利用に必要なマイナンバーカードの取得促進に向け、現在、町民の皆さんへの出張申請サポート事業に取り組んでおりますので、ぜひこの機会に積極的な取得をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第8波と言われる状況にあり、10月末よりオミクロン株対応ワクチン接種に取り組んでおります。重症化予防、感染の拡大を防ぐため、引き続き積極的な接種にご協力いただきたいと考えております。

また、本年8月より改修工事を実施しております、瑞穂支所機能の移転につきましては、現在、様々な調整を行っており、令和5年3月27日には瑞穂保健福祉センターにおいて業務を開始したいと考えております。

最後に、令和5年度の本町の予算編成方針をこのほど策定いたしました。

さきに国が公表した経済報告における基調判断では、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されるとしているものの、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされています。このため、足下の物価高への対応等に全力をもって当たり、日本経済を必ず再生させるとされております。

一方、地方財政については、持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、一般財源の総額については、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされています。

しかしながら、本町の財政状況につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響や社会情勢により、厳しいものとなることが想定されます。

また、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、安心安全な暮らしの確保や物価高騰対策、さらにはデジタル化など取り組むべき事項が多く挙げられ、新たな課題にも対応が求められています。

このため、限られた財源の下、住民サービスの維持・向上を図るため、歳入に見合った歳出を念頭に、施策の推進と財政健全化の推進との両面をバランスよく図ってまいり所存であ

りますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

《日程第5、同意第2号 教育委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第5、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第2号 教育委員会委員の任命につきまして、現在、教育委員としてご活躍いただいております竹吉美公氏の任期が今年11日に満了となります。竹吉委員には、平成26年から2期8年間、教育委員会委員として誠心誠意ご尽力いただいております。ここに改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、新たに任命する教育委員として、町内にお住まいの山根里香氏を任命することについて同意をお願いしております。山根氏は、京丹波町子ども・子育て審議会委員を歴任いただき、また現在は、たんばこども園保護者会会長としてご活躍いただいております。教育委員としての職務を遂行していただけるものと存じております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） それでは、同意第2号 教育委員会委員の任命につきまして、補足説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づきまして、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するということになっております。

なお、任期につきましては4年で、定数は条例で5人となっております。

新たに任命させていただきます山根里香氏の略歴等につきましては、別添資料をご確認ください。



ださい。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより、同意第2号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点伺いをいたします。

今、補足説明がありましたように、教育委員の役割とか、任命のいろんな基準とかそういうものがあったんですけど、付けていただいております資料によりますと、子ども・子育て審議会委員とか保護者会の会長ということでございますけども、山根さんの最終学歴なり最終職歴について伺っておきたいと思えます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 山根氏につきましては、大阪のほうにありますが専門学校を最終に卒業されておるということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 学歴の関係は伺ったんですけど、職歴はなかったのかどうか、もう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 申し訳ございません。

学校を卒業されまして、一旦就職をされまして、現在この4月から新たにお仕事を始められているということでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今、職歴の関係も伺ったんですけども、会社員とか自営業という関係でいくとお勤めということなのかどうか、もう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 具体的な職名と申しますか、会社名と申しますか、そういったものはちょっと控えさせていただきたいと思っておりますが、先ほど申し上げましたように専門学校を卒業されまして、一旦就職をされて、こちらのほうに越されてきたということで、

現在4月から新たにお仕事を勤めておられるということでございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 4年にわたって子ども・子育て審議会委員を務められているということですが、条例に基づき第5号までありますが、こういった背景で山根さんは委員に選出されているのか。そここのところの答弁をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 山根氏につきましては、子ども・子育て審議会の公募委員ということで4年間お世話になったということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

討論を省略します。

これより同意第2号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第2号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意されました。

《日程第6、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について～日程第17、議案第80号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

ただいまから上程になります日程第6、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第17、議案第80号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）までの議案につきましては、本日は、提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

これより、日程第6、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日

程第17、議案第80号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、稲葉 出委員の任期が12月25日をもって満了となり、今回の任期満了をもって退任したいとのご意向であります。

稲葉委員には、令和元年12月から1期3年間、固定資産評価審査委員会委員として誠心誠意ご尽力をいただきまいりました。ここに敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、新たに選任する委員として、町内にお住まいの一谷 寛氏を選任することについてご同意をお願いしております。

一谷氏は、本町役場で税務課勤務の経験もおありで、資産評価や管理についても熟知されており、また、地元地域の実情にも精通されていることから、職務を遂行していただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第70号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例では、人事院勧告に準じ、民間給与との格差を埋めるために給料表、また、勤勉手当の支給月数を改正するものであります。

議案第71号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例では、人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給月数を改正するもの。

議案第72号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例においても、人事院勧告による一般職の給与改定に準じて給料表の改正を行うもの。

議案第73号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、職員の定年の引上げ等に関して必要な事項を定めるなど、関係条例の所要の改正を行うもの。

議案第74号 京丹波町わち緑の交流空間施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、隣接施設との一体的な管理運営体制の充実、また、類似施設との比較による使用料の改定等により条例の全部を改正するもの。

議案第75号 京都市市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、組織する団体

のうち相楽郡広域事務組合が名称変更することに伴い、組合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第76号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）につきまして、補正前の額118億1,017万6,000円に1億5,608万円を追加し、補正後の額を119億6,625万6,000円とすることをお願いしております。

歳出の主な事業につきまして説明いたします。

初めに、総務費では、ふるさと応援寄附金事業につきまして、今年度の収入実績に基づきさらなる寄附金の増額が見込まれますことから1億1,112万3,000円の計上をお願いするものであります。

次に、庁舎管理事業では、電気料金高騰による光熱水費の増加に伴い360万8,000円の計上をお願いしております。

選挙費では、令和5年4月に執行が予定されております京都府議会議員選挙費に555万6,000円を計上し、令和4年度内において必要と見込まれる経費につきまして計上をお願いするものであります。

また、人件費につきましては、人事院勧告に基づきます給与等を精査し、各費目ごとに計上しております。

次に、民生費では、重度心身障害老人健康管理事業におきまして、給付費等の増加により318万9,000円の計上をお願いするとともに、日中一時支援事業等の委託料の増加に伴い、地域生活支援事業に110万9,000円の計上をお願いしております。

また、子育て支援センターの町有施設維持改修等整備工事として197万6,000円の計上をお願いしております。

次に、商工費では、ウッディパルわち管理事業の管理棟改修工事に174万7,000円の計上をお願いするとともに、アジアゴルフツーリズムコンベンション（AGTC）ポストファミトリップ京都実行委員会負担金として、京丹波まると交流型観光推進事業に40万円の計上をお願いするものであります。

次に、消防費では、京都中部広域消防組合の負担金額の確定に伴い1,398万8,000の計上をお願いするものであります。

次に、教育費では、電気料金などの光熱水費、燃料費の増加分として小学校一般管理事業に548万3,000円、中学校一般管理事業に247万5,000円の計上をお願いするものであります。

また、そのほかの各種事業につきましてもそれぞれ事業精査を行い、必要な補正をお願い

しております。

以上、歳出予算に係る主な内容であります。

次に、歳入の主なものといたしましては、初めに国庫支出金では、民生費国庫補助金の地域生活支援事業国庫補助金に68万4,000円の計上をお願いするものであります。

次に、府支出金では、民生費府補助金の重度心身障害老人健康管理事業補助金に123万7,000円をお願いするとともに、地域生活支援事業補助金に16万円の計上をお願いしております。

また、総務費府委託金の京都府議会議員選挙委託金に555万6,000円の計上をお願いするものであります。

次に、財産収入では、土地売払収入に212万2,000円の計上をお願いするものであります。

次に、寄附金では、ふるさと応援寄附金につきまして7,000万円の計上をお願いするものであります。

次に、町債では、合併特例事業債につきまして360万円の計上をお願いするものであります。

最後に、今回の歳出補正額に対して必要な財源を確保するため、財政調整基金繰入金から7,153万1,000円を繰り入れて財源調整を図ることといたしております。

また、その他の歳入につきましても、それぞれ精査を行い必要な補正をお願いするものであります。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

議案第77号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では事業勘定において、補正前の額22億949万7,000円から1,842万7,000円を減額し、補正後の額を21億9,107万円とすることをお願いしております。

介護給付費等の精査等により減額をお願いするものであります。

また、老人保健施設サービス勘定においては、人件費及び一般管理事業の必要額を精査し、歳入歳出ともに現計予算額内において組替えを行うものであります。

議案第78号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、人件費及び施設管理費の必要額を精査し、歳入歳出ともに現計予算額内において組替えを行うものであります。

議案第79号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）では、資本的収入につきましては補正前の額6,855万2,000円から200万9,000円を減額し、

補正後の額を6,654万3,000円とすることをお願いしております。

医師住宅建設に係る企業債の増額と医療機器整備に係る府補助金の減額によるものであります。

資本的支出につきましては、補正前の額1億1,066万円から186万7,000円を減額し、補正後の額を1億879万3,000円とすることをお願いしております。

医師住宅建設に係る実施設計委託料の増額と医療機器整備の精査による減額をお願いするものであります。

議案第80号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）では、収益的収入につきまして補正前の額11億6,028万5,000円から48万6,000円を減額し、補正後の額を11億5,979万9,000円とすることをお願いしております。

他会計補助金の減額によるものであります。

収益的支出につきまして、補正前の額11億4,515万9,000円から51万6,000円を減額し、補正後の額を11億4,464万3,000円とすることをお願いしております。

人件費の精査による減額及び企業債利息の減額をお願いするものであります。

次に、資本的支出につきまして、補正前の額8億6,150万円に968万円を追加し、補正後の額を8億7,118万円とすることをお願いしております。

水道施設の修繕工事に伴い、施設改良費の増額をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） それでは、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置につきましては、地方税法第423条第1項並びに京丹波町税条例第77条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとなっており、地方税法第423条第3項により、当該委員を選任することについて議会の同意をお願いするものであります。委員の任期は3年で、現在、旧町単位に1名ずつ3名の委員にお世話になっております。

なお、一谷 寛氏の略歴等につきましては、別添資料をご確認ください。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

続いて、議案第70号から議案第72号についてでございますが、町長からの提案理由説明のとおり、本年8月の人事院勧告に準じまして所要の改正を行うものでございます。

最初に、令和4年8月の人事院勧告の概要について説明させていただきますので、本日配付させていただきました別紙参考資料をご確認ください。

初めに、給与勧告のポイントでございますが、1点目は人事院が実施した職種別民間月額給与実態調査との比較において921円、0.23%の給与格差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるものです。大卒初任給を3,000円、高卒及び短大卒初任給を4,000円引き上げ、これを踏まえ20代半ばから30代半ばまでの職員が在職する号給について平均0.3%の改定が行われるものです。

2点目はボーナスにおける民間の支給割合との比較において、民間が4.41月に対して公務員4.3月であったことから、資料末端に記載しておりますとおり4.4月に改定されるものです。

ただし、民間の支給状況を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に引上げ分0.1月を配分することとされています。

なお、再任用職員に関しては、正規職員に準じて0.05月引き上げることとしております。資料網かけ部分が今回改正する箇所となります。

なお、本改正の施行に関して、本給については令和4年4月に遡及適用、ボーナスについては施行後適用として、既に本年6月分が支給されていますので、12月分で0.1月を増やし、次年度から均等配分するものです。

人事院勧告の概要については以上でございます。

それでは、次に個々の提出議案についてご説明いたします。

議案第70号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、内容としましては先ほどご説明しましたように、人事院勧告に準じ、勤勉手当の支給月数を改正するものと、若年層の給与改善を図るため給料表の改正を行うものです。

議案書を11枚めくっていただきまして、新旧対照表1ページをご確認ください。

第1条関係では、第15条の7第2項で、勤勉手当の改正を行っております。一般職、管理職それぞれ率は異なっておりますが、勤勉手当を年間0.1月引き上げるものです。令和4年度については、12月の勤勉手当を0.1月引き上げるものです。

また、再任用職員については、12月分の勤勉手当を0.05月引上げるもので、詳細

につきましては、先ほどご説明した別紙参考資料にてご確認いただければと存じます。

また、別表第2、行政職給料表から、新旧対照表15ページ、別表第5、医療職給料表(3)をそれぞれ改正するものです。平均改定率は0.3%となっております。

なお、それぞれの給料表において、改正する額面につきましては下線で表記をしておりますので、ご確認いただければと存じます。

続いて、新旧対照表16ページ、第2条関係でございます。

第15条の7第2項、勤勉手当の改正において、令和5年度は、一般職、管理職の引上げ月数0.1月分を6月、12月でそれぞれ0.05月引き上げる改正を行うものです。

同様に、再任用職員は引上げ月数0.05月を6月、12月で0.025月ずつ引き上げる改正を行うものです。

次に、新旧対照表17ページ、第3条関係でございます。

任期付職員のうち、特定任期付職員における期末手当を一般職に準じて0.05月引き上げる改正であり、さきの改正と同様に、今年度については12月分を0.05月引き上げるものでございます。

また、いわゆる若年層の給料表として、1号給の給料月額を37万4,000円から37万6,000円に改正するものです。

次に、最終ページの第4条関係では、特定任期付職員の期末手当の引上げ月数0.05月分を令和5年度においては6月0.025月、12月0.025月を引き上げる改正を行うものです。

なお、本町における特定任期付職員の採用は現在のところございません。

第1条及び第3条については令和4年4月1日から適用し、第2条及び第4条については令和5年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第70号の補足説明といたします。

次に、議案第71号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例では、人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を改正するものであります。

1枚めくっていただきました第1条関係、新旧対照表のとおり、第2条、給料の種類及び額において、12月に支給する期末手当を0.05月引き上げるものでございます。

同じく、次ページ、第2条関係におきまして、令和5年度からは6月、12月にそれぞれ0.025月引き上げ、均衡を図るものです。

以上、議案第71号の補足説明といたします。



次に、議案第72号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、内容としましては、同じく人事院勧告に準じ各給料表の改正を行うものです。

恐れ入りますが、議案書を9枚ほどめくっていただきまして、新旧対照表1ページをご確認ください。

まず、1ページから4ページ中段まで、別表第1、行政職給料表、4ページ下段から7ページ中段まで、別表第2、医療職給料表(1)、7ページ下段から10ページ上段まで、別表第3、医療職給料表(2)、10ページ中段から15ページまで、別表第4、医療職給料表(3)となっております。いずれも京丹波町職員の給与に関する条例、別表給料表の1級並びに2級の給料月額と同額の改正を行うもので、改正する額面につきましては、先ほどの議案と同様に下線表記をしておりますので、ご確認いただければと存じます。

なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日としております。

以上、簡単ですが、議案第72号の補足説明といたします。

続きまして、議案第73号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、令和5年4月1日から施行される地方公務員法の一部を改正する法律に基づき、職員の定年の引上げ等に関して必要な事項を定めるなど、関係条例に関して所要の改正を行うものです。

議案とは別に配付をさせていただいております参考資料、ホッチキス止めになっておりますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてという資料をご覧ください。

この資料の3、主な改正といたしまして、現行の60歳の定年年齢を令和5年度から2年に1歳ずつ引き上げ65歳とするもの。ただし、現行65歳定年となっている医師及び歯科医師については70歳とするもの。また、管理職について60歳到達後、最初の4月1日までの間に管理監督職以外の職に異動する役職定年制を導入するもの。給料月額については、60歳到達後の最初の4月1日以後、7割水準とするものであります。

ここからは新旧対照表も併せてご覧ください。

今回改正する条例の改正内容につきまして、第1条から順にご説明いたします。

資料は裏面2ページ、4、改正する条例でございます。

(1) 公益的法人等への京丹波町職員の派遣等に関する条例について、新旧対照表は1ページでございます。

本条例の第2条で公益的法人等へ派遣できない職員に、管理監督職上限年齢の特例により

任用されている管理監督職を占める職員、いわゆる特例任用で管理職とした職員は派遣できないことを追加するとともに、その他規定の整備を行うものでございます。

次に、（２）京丹波町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例について、新旧対照表のほうは２ページから４ページでございます。定年年齢の引上げに伴い、地方公務員法第２７条に規定する降給について、本条例の第５条から第９条を追加して定めるとともに、その他規定の整備を行うものでございます。

次に、（３）京丹波町職員の定年等に関する条例について、新旧対照表は５ページから１３ページでございます。

①でございます。職員の定年を年齢６５年とし、例外として医師及び歯科医師は年齢７０年とするもの。第３条に規定しております。

続いて、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は、管理職手当が支給される職と定めることとし、医師及び歯科医師は例外とするものでございます。

続いて、管理監督職勤務上限年齢は、年齢６０年とするものでございます。

続いて、④管理監督職から他の職へ降任等を行うに当たって、遵守すべき基準を定めております。

⑤管理監督職勤務上限年齢に達した後も、引き続き管理監督職に任用することができる特例につきまして、要件等を定めるものでございます。

続いて、年齢６０年に達した日以後に退職した職員について、短時間勤務の職として採用することができる定年前再任用短時間勤務職員について定めるものでございます。

続いて、定年に関する経過措置として、令和１３年４月以降に定年の引上げが完了することについて定めるものでございます。

⑧については、当分の間、職員が年齢６０年に達する日の属する年度の前年度に、当該職員に対して年齢６０年以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容等、情報提供するとともに、年齢６０年以後の勤務の意思を確認するよう努めるものでございます。

⑨その他関係の規定整備を行うものでございます。

次に、（４）京丹波町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例について、新旧対照表は１４ページでございます。

定年年齢の引上げにより、年齢６０年に達した日以後における最初の４月１日以後の職員の給与月額が、当該職員の受ける給与月額の７割措置とされることに伴いまして、減給額が現に受ける給与の１０分の１を超える場合は当該額を減ずるものとして、いわゆる減給の上限を第３条で定めるものでございます。

次に、（５）京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、新旧対照表は１５ページから１７ページでございます。

現行の再任用短時間勤務職員に適用されている勤務時間等に係る規定について、定年前再任用短時間勤務職員に適用することに改正するほか、規定の整備を行うものでございます。

続いて、資料は３ページ、（６）京丹波町職員の給与に関する条例について、新旧対照表は１８ページから２８ページでございます。

①第４条の２を全部改正することといたしまして、定年前再任用短時間勤務職員等の給与月額等について定めるものでございます。

続いて、当分の間、職員の給料月額、当該職員が６０歳に達した日以後における最初の４月１日、特定日ということでございますが、その特定日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に７割を乗じて得た額とするものでございます。その７割水準を適用しない職員について附則第１３項で定めております。

④管理監督職勤務上限年齢制により降任等された職員であって、引き続き同一の給料表の適用を受ける職員については、当分の間、給料月額のほか降任する前の給料月額に７割を乗じて得た額と降任等した後の給料月額に７割を乗じて得た額との差額に相当する額を給料として支給するものでございます。

その他関係規定の整備を行うものでございます。

次に、（７）京丹波町職員の旅費に関する条例についてと、（８）京丹波町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、新旧対照表は２９ページから３０ページでございますが、両方の条例とも短時間勤務の職に係る地方公務員法の引用条項を改正するものでございます。

次に、（９）京丹波町職員の育児休業等に関する条例について、新旧対照表は３１ページから３２ページでございます。育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、特例任用とする管理職を追加するとともに、その他字句の改正等の整備を行うものでございます。

次に、（１０）京丹波町職員の再任用に関する条例についてでございますが、今回の定年延長に伴い、再任用制度が廃止されることに伴う廃止規定でございます。

以上、施行期日は、令和５年４月１日でございますが、改正後の京丹波町職員の定年等に関する条例における附則第４項に規定する情報提供と意向確認については、公布の日からとしております。

また、整理条例附則第２条から第１６条につきましては、法の附則に準じて暫定再任用職

員の採用等、経過措置として規定するものでございます。

以上、長々にご説明いたしました但、それぞれご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 藤井和知支所長。

○和知支所長（藤井雅文君） ただいま上程となりました議案第74号 京丹波町わち緑の交流空間施設の設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、ただいま町長から説明がありましたとおり、京丹波町わち緑の交流空間施設の隣接施設との一体的な管理運営体制の充実、類似施設との比較による使用料の改定等につきまして、条例の改正をお願いするものであります。

京丹波町わち緑の交流空間施設は、国の補助金を活用し、平成8年度、研修棟1棟、コテージ2棟、管理棟1棟等が完成、また、利用者の増加に伴い、平成10年度に、京都府の土と緑のいきいき農園開設支援事業補助金を活用し、コテージ1棟が完成し現在まで運営を続けてきております。完成後26年が経過し、今後より一層の効率的な管理運用を目指すため、同一施設内宿泊施設における一体的な管理運営を行うため、これまで各施設ごとに定めておりました条例について一体的な整理を行うこととし、全部改正による見直しを行うものであります。補足説明では、これまでの条例から追加となった項目を主に説明をさせていただきます。

それでは、条例の説明をさせていただきます。

第2条では、施設の名称及び位置を規定しております。名称をこれまでの愛称であったウッドィパルわちに統一し、併せて、位置につきましても代表地番である京丹波町下栗野向山35番地とするものです。

第3条では、施設の構成として構成する建物を規定しております。

第4条では、休業日及び使用時間としており、規則で定めることとしております。規則において、休業日につきましては宿泊施設であるため設けておりません。また、宿泊の使用時間は午後2時から翌午前10時までとし、休憩の使用時間は午前9時から午後5時までで1時間単位としております。

第5条では、業務の内容を規定しており、管理運営に関すること、施設の使用許可及び使用料徴収等に関することを規定しているものです。

第9条では、目的外利用の禁止を規定し、使用者は許可を受けた目的外で使用等を禁止する規定としております。

第10条では、特別設備等の許可の内容を規定しており、使用者が特別な設備や備付け以

外の器具を利用するときは、あらかじめ許可を必要とするものとしております。

第12条では、使用料の内容を規定しており、別表に掲げる額の範囲内で定められることとしております。今回、近隣類似施設の使用料を参考とし、使用料の範囲を別表のとおり見直すものであります。

第13条では、使用料の免除の内容を規定しており、町長が特に必要と認めるときに免除できる規定としているものです。

第15条では、原状回復の義務の内容を規定しており、施設の使用が終了したときは原状回復しなければならないと規定するものです。

第16条では、指定管理における管理の内容を規定しており、施設の管理運営を指定管理者に行わせることができることを規定しております。

また、指定管理者になった場合の町長等の記載を指定管理者と読み替えることを規定しております。

第17条では、利用料金として指定管理者に運営管理を行わせる場合の料金を指定管理者に収入させることができる。また、使用料を利用料金と読み替える、利用料金は指定管理者の収入とすることを規定しております。

第18条では、損害賠償の内容を規定しており、故意または過失によって施設等を毀損、滅失した場合に損害を賠償しなければならないことを規定しております。

附則では、今回の条例の全部改正により、京丹波町土と緑のいきいき農園開設支援事業簡易宿泊施設の設置及び管理に関する条例の廃止及び改正前の条例による処分や手続等に係る経過措置を定めております。

以上、誠に簡単ですが、議案第74号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜り、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 続きまして、議案第75号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について、補足説明を申し上げます。

地方自治法第290条におきまして、組合理約の変更をする場合は、関係団体の議会の議決を要することとされておりますことから今回お願いするものであります。

議案書をめくっていただいた新旧対照表のとおり、現在、組合に加入されている相楽郡広域事務組合が相楽広域行政組合に名称変更されることにより、令和5年4月1日の規約変更となるものでございます。

なお、事務組合が処理する事務等に変更はないと聞いております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 議案第76号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明を申し上げます。

それでは、ページをめくっていただきまして、初めに5ページの第2表の地方債補正をお願いいたします。

合併特例事業債につきまして、子育て支援センター電気改修工事により190万円、ウッドパルわち管理棟シャワールーム改修工事により170万円の増額をお願いするものであります。地方債合計で360万円を増額し、補正後の限度額を9億30万円といたしております。うち、交付税の算入は約71%の6億4,000万円余りが算入される見込みであります。

次に、補正予算の主立った項目について説明をさせていただきます。

まず、歳出からでございますが、全般として各費目を通じまして、事業精査に基づく決算見込みを立て、必要な補正をお願いするものであります。

あわせて、人件費関係全般につきましても、人事院勧告に伴う見直しを含め、年度末に向けた一定の精査を行っております。

それでは、事項別明細書の9ページ以降をお願いいたします。

初めに、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費のふるさと応援寄附金事業に1億1,112万3,000円を計上しております。ふるさと応援寄附金の収入実績に基づき、さらなる寄附金の増加を見込むことに併せて、増加に伴うふるさと産品の経費や基金への積立金など、収入に応じて必要となります各種経費について増額をお願いするものであります。

次に、5目、財産管理費の庁舎管理事業に360万8,000円の増額をお願いしております。電気料金高騰による光熱水費の増加に伴う追加補正を行うものであります。

次に、11ページから12ページ中ほどの4項、選挙費、5目、京都府議会議員選挙費では、来春に執行予定とされております京都府議会議員選挙執行事業に518万3,000円、併せて、選挙事務に係ります会計年度任用職員人件費（パートタイム）に37万3,000円を計上し、本年度内に必要となります執行経費につきまして計上をお願いするものであります。

次に、11ページから14ページにわたりまして、3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、障害者福祉費につきましては、給付金の伸び等に対応するため、重度心身障害老人健康

管理事業に318万9,000円の増額をお願いするとともに、地域生活支援事業では、移動支援事業及び日中一時支援事業の利用者数等の増加に伴う委託料の増額110万9,000円をお願いするものであります。

また、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費では、子育て支援センター事業の町有施設維持改修等整備工事に197万6,000円の計上をお願いしております。子育て支援センター電気改修工事に伴うものであります。

次に、19ページから20ページ中ほどの7款、1項、商工費、3目、観光費では、ウッディパルわち管理事業の管理棟改修工事に174万7,000円の計上をお願いしております。管理棟のシャワールーム改修工事に伴うものであります。

同じく、観光費の京丹波まるごと交流型観光推進事業では、京都府内のゴルフ環境や観光資源など、京都の魅力を積極的に発信することにより、京都経済の振興を図る目的でありますアジアゴルフツーリズムコンベンション（AGTC）2023ポストファムトリップin京都に係る経費の京丹波町負担分40万円をお願いするものであります。

次に、21ページから22ページ、9款、1項、消防費、1目、常備消防費の京都中部広域消防組合負担金では、毎年、当初予算におきまして、前年度実績に基づき予算計上をさせていただいているものでございますが、今回、交付税額の確定に伴い必要額を計上するものでございます。1,398万8,000円の計上をお願いするものであります。

次に、10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費の小学校一般管理事業では、各学校における電気代等の高騰に伴い、燃料費に17万1,000円、光熱水費に531万2,000円の計上をお願いするものであります。

同じく、23ページから24ページの3項、中学校費、1目、学校管理費、中学校一般管理事業につきましても、各学校における電気代等の高騰に伴い、燃料費に20万5,000円、光熱水費に227万円の計上をお願いするものであります。

以上が歳出でございます。

戻っていただきまして、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

次に、歳入でございます。

初めに、5ページから6ページの16款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金では、地域生活支援事業国庫補助金に68万4,000円の計上をお願いするものであります。歳出の地域生活支援事業に32万1,000円、障害者福祉一般経費の既存予算で計上しておりますシステム改修委託料に36万3,000円をそれぞれ充当するものであります。

次に、17款、府支出金、2項、府補助金、2目、民生費府補助金では、重度心身障害老人健康管理事業補助金に123万7,000円の計上をお願いするとともに、地域生活支援事業補助金に16万円の計上をお願いするものであります。

また、3項、府委託金、1目、総務費府委託金では、京都府議会議員選挙委託金に555万6,000円の計上をお願いするものであります。

次に、18款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入では、法定外公共物の売払収入として土地売払収入に212万2,000円の計上をお願いしております。

次に、5ページから8ページにわたります、19款、1項、1目、寄附金では、ふるさと応援寄附金につきまして、現在の寄附金の収納状況から本年度の寄附金額の推計を行い、7,000万円の増額をお願いするものであります。

次に、飛びまして、23款、1項、町債でございますが、先ほど第2表、地方債補正で説明申し上げましたとおり、4目、商工費、1節、合併特例事業債のウディパルわち改修事業債に170万円。10目、民生費、1節、合併特例事業債の子育て支援施設改修事業債に190万円の計上をお願いするものであります。

戻りまして、20款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金でございます。今回、7,153万1,000円を計上いたしております、事業費に不足します部分につきまして、本財政調整基金からの繰入れを見込んでいるところでございます。

また、その他各種の特定財源につきましても、必要な精査を行っております。

以上、議案第76号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）の補足説明といたします。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 議案第77号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定分につきまして、補足説明を申し上げます。

それでは、主なものにつきまして、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書7ページから8ページの歳出をお願いいたします。

1款、総務費では、第三者行為の求償事務に係る手数料及びシステム改修負担金として13万2,000円を増額させていただくものでございます。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費では、1目、居宅介護サービス給付費で946万9,000円の減額。2目、地域密着型介護サービス給付費で1,630万6,000円の増額。3目、施設介護サービス給付費で3,180万2,000円の減額。4目、居宅介護福祉用具購入費で64万4,000円の増額。5目、居宅介護住宅改修費で138万



4, 000円の増額。6目、居宅介護サービス計画給付費で280万7, 000円の増額とさせていただきます。いずれもこれまでの給付実績等から推計し、居宅介護サービス給付費では、通所介護や短期入所、生活介護の利用件数の減等を見込んでおります。

また、地域密着型介護サービス給付費では、地域密着型通所介護の利用件数等の増を見込むとともに、施設介護サービス給付費では、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等の利用件数の減等を見込んでおります。居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費では、利用件数の増と合わせ、1件当たりの給付見込額の増を見込んでおります。

また、居宅介護サービス計画給付費については、要介護の認定者に係るケアプランの作成件数の増を見込んでおります。

続きまして、9ページから10ページの5項、特定入所者介護サービス等費、1目、特定入所者介護サービス費は、介護保険施設や短期入所を利用される低所得の方の食費、部屋代の負担軽減を図る補足給付と言われるもので、年度前半の給付実績等から推計し566万8, 000円の減額を見込んでおります。

4款、基金積立金では、保険給付費の減額等に伴い、国府支払基金からの交付額、一般会計繰入金などを差し引いた上で723万9, 000円を追加させていただき、収支の均衡を図ることとしております。

なお、補正後の予算ベースで令和4年度末基金残高は2億2, 881万8, 000円を見込んでおります。

続きまして、ページを戻っていただき、5ページから6ページの歳入をお願いいたします。

歳入では、歳出に計上いたしました保険給付費の減額に併せ、3款、国庫支出金、4款、支払基金交付金、5款、府支出金において関連する特定財源の見直しを行っております。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金では、保険給付費の減額に伴うルール分として322万5, 000円の減額としております。

3目、低所得者保険料軽減繰入金では、介護保険料の軽減対象となる第1号被保険者数が当初見込みよりも増加したことに伴い113万円を増額させていただくとともに、4目、その他一般会計繰入金では、先ほど歳出でご説明申し上げましたシステム改修負担金等の減少に伴い、13万2, 000円を増額させていただくものでございます。

9款、諸収入、2項、雑入、2目、第三者納付金では、京都府国民健康保険団体連合会から第三者行為に係る損害賠償金の交付があったことから100万円の増額を計上しております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 続きまして、老人保健施設サービス勘定の補足説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出、1款、総務費、1目、一般管理費の組替えを行うもので、全体としての予算規模の増減はございません。

事項別明細書の3ページをご覧ください。

まず、一般管理事業につきまして、利用者居室の電気温水器の修繕費用として19万3,000円の増額。人件費でございますが、人事院勧告によります勤勉手当の率改定に伴うものなどによりまして24万9,000円の増額。会計年度任用職員人件費（フルタイム）につきましては、不用額の減額と地方公務員共済組員法の改正により、短時間労働者に対して公務員共済の短期給付が適用されたことに伴う経費の整理を行い18万8,000円の減額。人件費（パートタイム）についても25万4,000円の減額計上をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。何とぞご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 保田上下水道課長。

○上下水道課長（保田利和君） それでは、議案第78号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず初めに、事項別明細書の5ページ及び6ページをご覧ください。

歳入の5款、繰入金、1項、繰入金、1目、繰入金でございますが、一般会計繰入金として、農業集落排水事業分は32万1,000円の増額。特定環境保全公共下水道事業分は53万円の減額。浄化槽市町村整備推進事業分は20万9,000円の増額をお願いするものでございます。それぞれの事業において収支の精査により、現計予算額内で組替えを行うものでございます。

次に、7ページ及び8ページをご覧ください。

歳出でございますが、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費では、人件費として28万4,000円の減額をするものでございます。人事院勧告に基づく精査や10月1日付新規採用職員の配置に伴う精査によるものでございます。

次に、2款、下水道費、1項、農業集落排水費、2目、施設管理費、26節、公課費では、消費税納付金として46万3,000円の増額をお願いするものでございます。消費税及び地方消費税の納付は中間納付として年3回、確定納付として1回、計4回の分割による納付

方式を取っております。今回、令和4年度に支払う消費税及び地方消費税額の納付額が確定いたしましたので、補正対応をさせていただくものでございます。

次に、2項、公共下水道費、2目、施設管理費、12節、委託料では、下水道施設の汚泥引抜業務委託料について、これまでの実績から見込みを精査し111万円を減額し、公課費では、消費税納付金として69万4,000円の増額をお願いするものでございます。

同じく、3項、浄化槽市町村整備推進施設費においても、消費税の納付額が確定いたしましたので、消費税納付金として23万7,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第78号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 議案第79号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

まず、資本的支出をご説明いたします。

明細書1ページ、2ページ下段、京丹波町病院資本的支出をご覧ください。

1目、有形固定資産購入費におきまして、内視鏡システム更新に係ります契約額が確定したことによりまして440万8,000円を減額し、医師確保を施策目的とし、併せて、住民の安心安全の確保に寄与すると考えます令和5年度医師住宅建設に係ります実施設計委託料として254万1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、資本的収入をご説明いたします。

明細書同ページ上段、京丹波町病院資本的収入をご覧ください。

2項、補助金、1目、府補助金におきまして、内視鏡システム更新に係ります補助金について、契約金額に併せまして440万9,000円の減額。

3項、1目、企業債におきまして、医師住宅実施設計委託料に係ります240万円の増額をお願いするものでございます。

なお、この支出に対する収入不足額14万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金にて補填いたします。

以上、簡単であります。補足説明とさせていただきます。何とぞご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 保田上下水道課長。

○上下水道課長（保田利和君） それでは、議案第80号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

11ページ、12ページの予算明細書をご覧ください。

今回、補正をお願いしております収益的勘定の収益的収入及び支出につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、上段の収益的収入では、1款、水道事業収益、2項、営業外収益、2目、他会計補助金として、一般会計からの繰入金について48万6,000円の減額をするものでございます。企業債の元利償還金が確定したことに伴い、繰出基準に基づく精査を行ったものでございます。

次に、下段の収益的支出をご覧ください。

1款、水道事業費用、1項、営業費用、4目、総係費について、人件費の精査により32万4,000円の減額をするものでございます。

次に、2項、営業外費用、1目、支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債借入額に係る支払利息が確定したことによる精査により、19万2,000円を減額するものでございます。

次に、13ページ及び14ページをご覧ください。

資本的支出では、1款、資本的支出、1項、建設改良費、2目、施設改良費の工事請負費について968万円の増額をお願いするものでございます。畑川浄水場の流入流量計が故障したため更新を行うものでございます。畑川浄水場は自動制御により運転管理を行っており、流入流量計はその自動運転に欠かせない設備となっております。浄水場の安定した運転を行うため、更新費用に係る補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第80号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

#### 《日程第18、請願の取り下げについて》

○議長（梅原好範君） 日程第18、請願の取り下げについてを議題とします。

令和4年6月定例会において、総務産建常任委員会に付託し、継続審査となっております請願第2号 町道認定に関する請願につきましては、総務産建常任委員会による現地踏査や請願者との協議などを行い、また、教育委員会を含め、町と議会とが連携しながら献身的に取り組が進められてきた状況の中、町当局へ提出されている要望書に対しましても前向きな判断による回答がなされたこともあり、このたび請願者から別添のとおり取下げの申出がありました。

お諮りします。

請願者の申出のとおり、これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、請願者からの申出のとおり、請願第2号の取下げを許可することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、6日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

この後、議会広報広聴特別委員会が開催されますので、委員の皆さんにはお疲れのところ大変ご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

本日は、大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時31分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 居谷知範

〃 署名議員 谷口勝巳